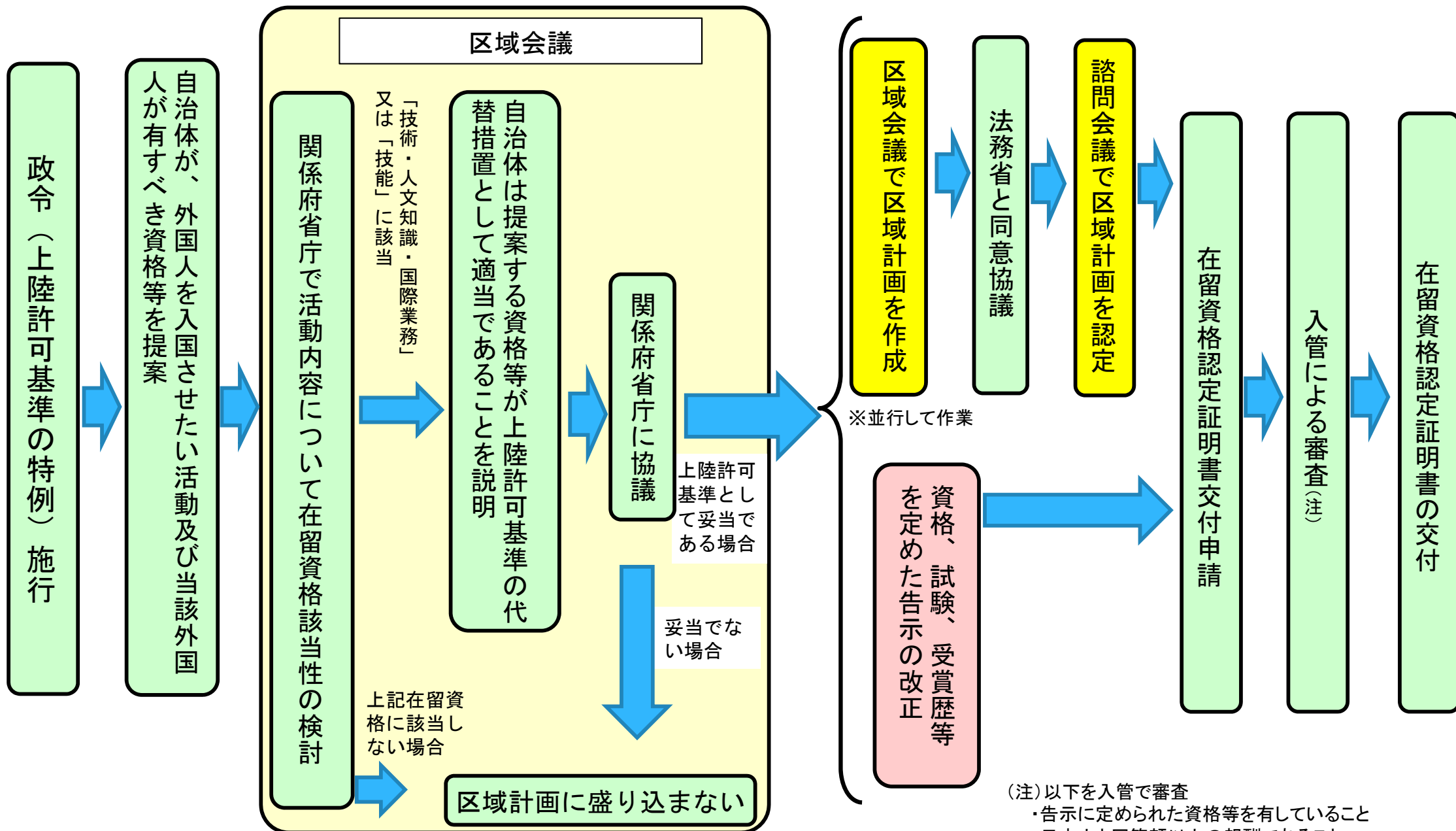


クールジャパン・インバウンド分野の外国人材の受入れについて



(注) 以下を入管で審査
・告示に定められた資格等を有していること
・日本人と同等額以上の報酬であること
・活動の全部又は一部が区域内であること 等